

横浜バイオ医薬品研究開発センターにおける会計検査対応について

経済局の外郭団体である財団法人木原記念横浜生命科学振興財団（以下「木原財団」）が経済産業省の補助金を受けて整備した「横浜バイオ医薬品研究開発センター（以下、Y B I R D）」について、11月2日付けで会計検査院より『補助の目的を達していなかった』との国会報告がありましたので、報告された内容等についてご報告します。

1 国会に報告された内容

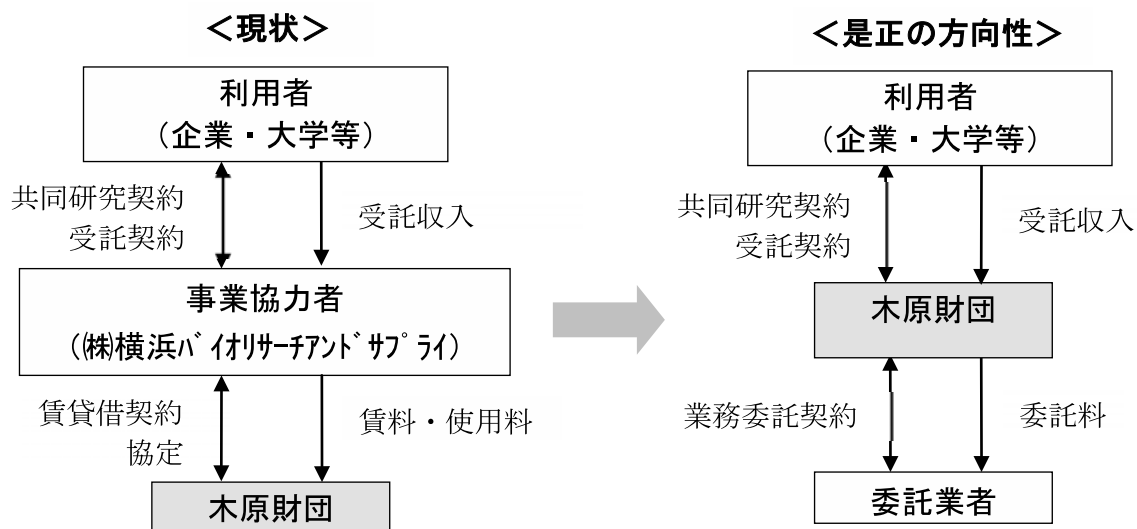
- ・ 事業主体（木原財団）は、タンパク質の受託製造を行う業者にY B I R Dを貸与して専用の施設等として使用させており、Y B I R Dは、創薬ベンチャーと研究機関等とが共同で研究等に取り組むための研究開発施設等として使用されていなかった。
- ・ Y B I R Dは補助の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金交付額5億円が不当と認められる。
- ・ このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業の適正な執行に対する認識が不足していたこと、関東経済産業局において事業主体に対する指導等が十分でなかったことなどによると認められる。

2 今後の対応

補助の目的を十分に達成させるため、補助金の交付行政庁である関東経済産業局は、会計検査院に対し、Y B I R Dの運営形態を見直すことで事態の是正を図る方針です。そのため、木原財団は、これまで事業協力者が利用者と契約していた方式を見直し、財団が利用者と直接契約を締結する方式に変更し、木原財団の管理運営の主体性を強めることで、関東経済産業局と調整を進めています。

なお、事業が円滑に進むよう契約方法の見直し後も引き続き、現在の事業協力者に業務を委託することで調整しています。

経済局では木原財団に対し、国の是正の方向性に沿って対応するように指導していきます。



<参考>Y B I R D の概要

創薬に関する共同研究、バイオ医薬品の治験原薬の供給等を目的に「横浜バイオ産業センター」内に平成 21～22 年度に整備。整備費約 7.5 億円（うち経産省補助金 5 億円、市貸付金約 2 億円）